

「ひろしまものづくりフェスタ2021」開催業務委託仕様書

1 事業の目的

近年、若年者の技能離れが進む中で、「後継者の確保」と「技能の継承」が大きな課題となっている。このため、「ものづくりを身近に感じ、将来の夢を育むこと」を目的に、県内の小・中・高等学校生が多数来場できるような企画とし、ものづくり現場における技能の重要性やものづくりの楽しさなどが実感できるような内容の参加型イベントとして実施する。

2 委託業務の内容

(1) 業務内容

「ひろしまものづくりフェスタ2021」事業計画に基づき実施するイベント（以下「フェスタ」という。）について、その企画、準備及び運営を行う。受託事業者は主催者（広島県職業能力開発協会。以下「協会」という。）と協力して、業務内容、スケジュール等を明確にして業務を適正に実施すること。

(2) 履行期間

契約締結日から令和4年3月31日（木）まで

3 企画提案の内容

受託事業者はフェスタの趣旨を理解し、次の事項に留意の上、効果的と考えられる企画、運営方法等を別紙「企画提案の内容」に沿って提案し、実施する。

【留意点】

- (1) 主催者及び当フェスタ内に設置する運営委員との連絡調整を密にして事業目的を達成できる企画・提案を行うこと。
- (2) 別紙資料も参考にし、企画・提案を行うこと。（事業計画、組織図、準備スケジュール、参加予定団体一覧、運営委員所属先一覧、委託範囲外費用項目一覧、会場図面）
- (3) 新型コロナウイルス感染症防止対策を行うこと。

4 契約に関する条件等

(1) 再委託等の制限

受託事業者は、本委託業務の一部を第三者に委託することができる。その場合は、再委託先ごとに業務の内容、再委託先の概要及びその体制について、事前に協会に協議し、承認を得なければならない。

(2) 成果の帰属

本委託業務により得られた成果は、原則として協会に帰属する。

(3) 秘密の保持

ア 受託事業者は、本委託業務に関し、受託事業者が、協会から受領又は閲覧した資料等は、協会の了解なく公表又は使用してはならない。

イ 受託事業者は、本委託業務で知り得た県、協会及び出展団体等の業務上の秘密を保持しなければならない。

(4) 個人情報の保護

受託事業者は、本委託業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、広島県個人情報保護条例（平成16年12月17日広島県条例第53号）を遵守しなければならない。

5 その他

- (1) 受託事業者は、本委託業務の実施の進捗状況を適宜報告し、協会と調整を図ること。
- (2) 受託事業者は、本委託業務の実施にあたって、不明確な点や改善の必要があると認められる場合は、協会と協議すること。
- (3) 協会は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。
- (4) 業務の遂行中に既存の建物、施設、設備等に損傷を与えた場合は、直ちに協会に報告するとともに、受託者の責任において速やかに修復すること。